

第3章 文化財防火に係る技術的な知見や情報の蓄積・共有のための仕組みに関する事例調査

3.1 目的

文化財防火に係る技術的な知見や情報の蓄積・共有のための仕組みについて事例調査を行い、それぞれの事例の概要、基本的な考え方についてとりまとめ、現状の課題等を抽出することを目的とする。

3.2 調査対象・調査方法

事例調査の対象は、文化財防火に精通している下記とした。各調査対象先が関与する文化財防火に係る技術的な知見や情報の蓄積・共有のための仕組みの有無、および、その内容についてヒアリング調査を実施した。

<事例調査対象>

- 文化庁文化財部
- 文化財の防火設備の設計会社
- 防災設備メーカー
- 奈良市消防局
- 京都市消防局
- 京都市の文化財関係者ならびに地域住民

3. 3 調査結果

(1) 京都市消防局

①京都文化財防災対策連絡会

【概要】

昭和 37 年、相次ぐ火災により重要文化財の建造物や美術工芸品が焼失したことを契機に、総合的な文化財の防火・防災対策を推進することを目的として、消防局が文化財保護に携わる行政機関や保護団体に参加を呼びかけ、同年 10 月に「文化財防災対策連絡会」が発足した（平成 15 年 9 月「京都文化財防災対策連絡会」に改名）。構成機関は 11 団体（※ 1）で、年 4 回定期的に連絡会を開催し、文化財防災等について意見交換や防災対策の連絡調整を図るとともに、文化財保護全般に関する諸問題について協議している。

※ 1 構成機関：

京都大阪森林管理事務所、京都府文化財保護課、京都府文教課、京都府消防安全課、京都府警察本部生活安全企画課、京都市文化財保護課、京都市景観政策課、（財）京都文化財団、（財）京都市文化観光資源保護財団、（財）京都古文化保存協会及び京都市消防局

（連絡会幹事は京都府文化財保護課、京都市文化財保護課、京都市消防局の 3 機関が輪番にて担当している。）

【主な活動内容】

開催時により協議内容は様々であるが、主な項目は次のとおりとなっている。文化財防火・保護に関わる対策・技術、講座・研修、行事、補助・融資などの幅広いテーマについて総合的に協議している。

- ・文化財防火防災対策等について
- ・文化財関係対象物火災等に関する情報等について
- ・文化財関係対象物予防対策等について
- ・文化財防火運動などの消防局諸行事について（文化財防火・市民講座等含む）
- ・文化財関係国庫補助事業について
- ・京都府新指定・京都市新指定等文化財について

- ・ 京都府社寺等文化資料保全補助金及び文化財を守り伝える京都府基金について
- ・ 文化財研修講座について
- ・ 文化財保護に関する巡回相談事業について
- ・ 文化財保護事業資金融資制度について
- ・ 社寺に設置の防犯設備について
- ・ 非公開文化財特別拝観等について
- ・ その他諸問題検討

②文化財防火・市民講座

【概要】

京都市消防局では、文化財に対する防火意識と愛護思想の普及と高揚を図るため、「文化財防火ゼミナール」が昭和 58 年から夏の文化財防火運動期間中（7 月 12 日～7 月 19 日）に開催している。また、平成 12 年の文化財保護法施行 50 周年を契機に、文化財の防火と愛護思想について、より市民に理解と協力を求める必要があるため、当年度から名称を「文化財防火・市民講座」と変更した。

【主な活動内容】

本講座は様々な文化財社寺等を会場に開催している。講座内容は、開催場所にちなんだ講演と文化財鑑賞、ならびに京都市消防局予防課による文化財の防火に関する講話で構成している。

平成 12 年以降の開催場所と講演内容は下表の通りである。文化財の改修時期に併せて当該文化財の鑑賞や講演を実施するなどの工夫により、市民への防火意識と愛護思想の普及・高揚を図っている。

文化財防火・市民講座の開催場所と講演内容

開催年	開催場所	講演者	講演内容
平成 12 年	醍醐寺	醍醐寺 広報室長	醍醐寺の歴史と文化財
平成 13 年	妙心寺	京都府文化財保護課	妙心寺の歴史と文化財
平成 14 年	西本願寺	京都府文化財保護課	御影堂の歴史と修理工事について
平成 15 年	清水寺	京都府文化財保護課	清水寺の歴史と仁王門
平成 16 年	大覚寺	京都府文化財保護課	大覚寺の文化財
平成 17 年	同志社クラーク記念館	京都府文化財保護課	同志社クラーク記念館の歴史と保存修理
平成 18 年	知恩院	京都府文化財保護課	知恩院の歴史と保存修理
平成 19 年	八坂神社	京都府文化財保護課	八坂神社の歴史と西楼門の修理
平成 20 年	賀茂御祖神社 (下鴨神社)	賀茂御祖神社 宮司	賀茂御祖神社の歴史 摂社出雲井於神社本殿修復
平成 21 年	仁和寺	仁和寺 執行・財務部長	仁和寺の歴史と文化財
平成 22 年	教王護国寺	教王護国寺総務部長	東寺の歴史

③文化財防災マイスター研修会

【概要】

文化財の観光ガイドをされている方を対象に、防火・防災及び救急の知識を持ってもらい、災害発生時に初期消火、応急手当等の初動活動が実施できる人を養成し、被害を軽減するため、文化財防災マイスターの養成を図っている（平成 22 年 11 月施行）。研修の対象者は、文化財社寺等において日頃から観光ガイドを行っている観光ボランティア、観光タクシーの運転手、観光バスガイドである。また、文化財マイスター研修修了者には、名札型修了証、応急手当セットなど活動用物品を交付する。

【主な活動内容】

研修では下記の講習・訓練が実施している。

●普通救命講習

- － 応急手当の目的、必要性
- － 心肺蘇生法（自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含む。）
- － 止血法

●防火講習

- － 文化財の火災予防および火災発生時の対応について

●文化財防災施設取扱訓練

- － 消火器、屋内消火栓、屋外消火栓および放水銃の取扱訓練（実放水を含む。）
- － 自動火災報知設備の取扱訓練

(2) 京都市の文化財関係者ならびに地域住民

①自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自治意識のもと、住民によって組織された団体であり、おおむね小学校区単位の「自主防災会」と、さらに細分化された町内会や自治会などを単位とした「自主防災部」で構成している（※2）。

自主防災会では、各自主防災会の規約や自主防災部ごとで定めた市民防災行動計画に基づき、防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検、防災訓練の実施など、様々な活動を行っており、文化財防火に関する情報交換・共有の機会としても機能している。

※2 自主防災会数 227、自主防災部数 6,266（平成 22 年 4 月 1 日）

②文化財市民レスキュー体制

文化財市民レスキュー体制とは、文化財を火災から守るため、地域住民と文化財関係者が連携することにより、平常時の火災予防や災害発生時の消火、通報、文化財の搬出等の初動活動がより迅速に実施できる体制である。

文化財市民レスキュー体制は、配備された資器材を活用した訓練を、文化財防火運動期間等を通じ、定期に実施している。

③社寺間でのネットワーク

社寺が密集する京都市では、社寺が連携して文化財防火に取り組んでいる事例もある。左京区の新洞地区では、47 社寺が文化財の防火で協力し合う「新洞地区文化財レスキューネットワーク」を結成している。火災発生時には、近隣の住職や宮司が消火、通報、文化財の搬出、避難誘導を行うなどの内容を取決めている。合同訓練を定期的に行うほか、各社寺の防火対策の情報を交換するなどの活動も行っている。

3. 4 現状の課題と展望

京都市消防局では、関係機関を巻き込んだ連絡会を開催し、文化財防火に関する総合的な協議により情報の共有・蓄積を図っている。また、一般市民の文化財防火に対する意識の高揚を目的に、講演や施設見学を開催している。

文化財が密集している京都市では、文化財関係者と地域住民が一体となった文化財防火への取組みを展開しており、このネットワーク間における情報の交換・共有の仕組みを構築している。

文化財を取巻く環境を考慮すると、広大な敷地に対して管理者が少数かつ高齢の傾向があり（場合によっては無人の文化財も存在する）、文化財関係者のみによる防火体制は必ずしも十分とはいえない。また、時代の流れに伴い、地域における人間関係の希薄化を懸念する声もある。このような課題に取り組むべく、地域で互いに助け合う風土を維持・醸成するために、文化展や児童向けの勉強会などの催し物を行い、人々の交流の活性化を図っている文化財もある。

一方、防火設備設計事業者や防災設備メーカーが中心となった文化財防火に係る情報共有の仕組みはないとのことであった。また技術の漏えいにつながることから、これらの団体が積極的に関与した仕組み作りは難しいといえる。

しかしながら、技術の伝承の観点からすると、古くは文化財防火のために工夫された建造物の工法が次の世代に伝承されていない、といった課題が指摘されていることから、消防庁ならびに文化庁が中心となって、文化財防火に係る技術上のガイドライン（※3）の策定を推進していくことが望まれる。

※3 技術上のガイドライン策定例

放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン (平成17年4月、消防庁予防課)

<概要>

放火監視センサーとは、その感度を自動火災報知設備にかかる炎感知器より高くすることにより、火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し警報を発するものであり、放火火災防止対策として有効な装置である。本ガイドラインは、放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る性能等並びに設置及び維持に関する技術的な基本事項を定めるものであり、下記構成により策定している。

1. 趣旨
2. 用語の定義
3. 構造及び機能に係る技術的な基本事項
4. 設置方法
5. 設置時の試験及び点検に関する基準について

以上